

社員や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

令和2年 12 月

1 社員等の感染が判明したら

感染した社員や職員(以下、「社員等」という。)は、居住地を管轄する保健所の入院措置等の指示に従ってください。

職場や事業所(以下、「職場等」という。)は、必要に応じて、以下に記載されている内容を実施してください。

2 濃厚接触者及び接触者のリストアップ

職場等は、感染した社員等と濃厚接触がある方及びそれ以外の接触のある方をリストアップして下さい。

○濃厚接触者等は、保健所が総合的に判断し決定します。

<濃厚接触者の定義>

「濃厚接触者」とは、感染者の感染の可能性がある期間(発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等のウイルスに直接触れた可能性が高い者
- ・マスクなど適切な感染防護無しに感染者を看護若しくは介護していた者
- ・その他:手で触れる距離(目安1メートル)で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」参考

■濃厚接触者の対象例

<感染した社員等がマスクをしていた場合>

- ・自身がマスクをせずに対面で(基本的には1メートル以内で15分以上)会話した職場等の同僚、利用者、取引先の方等

<感染した社員等がマスクをしていなかった場合>

- ・自身がマスクをして対面で(基本的には1メートル以内で15分以上)会話した方等

※感染した社員等も接触者もマスクをせず会話した場合は、距離・時間に関係なく濃厚接触者と判断される場合があります。

■接触者の対象例(濃厚接触者とならないケース)

- ・対面で会話等をした際に、感染者及び自身がマスクをしていた方
- ・短時間同じ空間にいたが、感染者との接触がない方

※一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」参考

3 濃厚接触者及び接触者の健康観察(14日間)

- ・濃厚接触者はPCR検査を受けていただきます。
- ・濃厚接触者は、検査結果が陰性の場合でも、感染した社員等と、感染の可能性がある期間(発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間)に接触した最終日から14日間は健康観察をお願いします。また、健康観察が必要な期間は出勤せず、不要不急の

- 外出はできる限り控え、やむをえず移動する際にも公共交通機関の利用は避けてください。
- ・接触者は、新型コロナウイルス感染症の症状(発熱等)が出た場合、速やかに職場および接触者の居住地を管轄する保健所に報告をお願いします。

■健康観察の方法

<濃厚接触者>

- ・職場等は、濃厚接触者に発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等により確認をお願いします。
- ※職場等は、濃厚接触者と保健所との連絡窓口になる担当者を置いてください。

<接触者>

- ・接触者は、業務開始前に発熱や呼吸器症状等の有無を職場等に報告をお願いします。

4 職場等の消毒

感染した社員等が触れた可能性のある場所を消毒してください。なお、症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要です。

■手で触れる共有部分の消毒

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存(プラスチック等の表面で72時間まで)しますので、ドアの取っ手やドアノブなど共有部分を清拭消毒します。
- ・消毒薬はアルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を使用します。
- ・食器、箸・スプーンなどは、通常の洗浄でかまいません。

■トイレの消毒

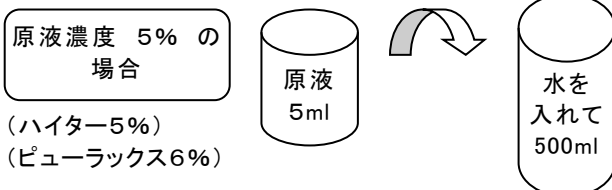
- ・感染した社員等が使用した使用後のトイレは、アルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)による清拭をお願いします。

※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参考

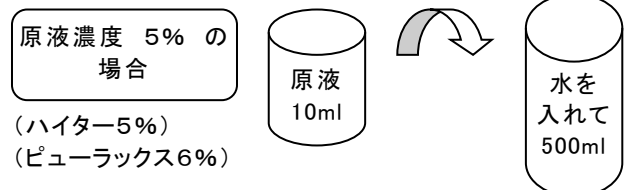
※市販の消毒液が無い場合は、以下の方法で消毒液を作ることができます。

次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤)希釈液 ~500ml ペットボトルで作る場合~

0.05%(500ppm)の作り方



0.1%(1000ppm)の作り方



* 次亜塩素酸ナトリウム希釈液の安定性は比較的良好ですが、時間とともに効果が減弱しますので保管時は蓋をして早め(24時間以内)に使いきりましょう。

* ペットボトルを使用する場合は、**飲料と間違わないように明記し保管に注意すること。**

※ペットボトルのキャップ軽く1杯が、約5mlです。
※ペットボトルのキャップ軽く2杯が、約10mlです。

[注意点]

- ①消毒する際は手袋をします。
- ②室内の換気をします。
- ③金属腐食性あり。消毒後10分たったら水拭きします。
- ④消毒後は石鹼での手洗いと通常の手指消毒をします。
- ⑤希釈した消毒薬の保管場所に注意しましょう。
- ⑥出来るだけ早く(24時間以内に)使用しましょう。

<感染した社員の職種別対応>

対応 職種	疫学調査		(3)その他の対応 ※職場等が行う
	(1)初動調査 ※職場等は、以下を行います 保健所の調査に協力する	(2)濃厚接触者の特定 ※職場等は、保健所へ特定に必要な情報提供を行う	
	調査対象	判断の基準	
内勤社員等	①感染した社員等と濃厚接触がある方・それ以外の接触のある方をリストアップ	・職場等内の接触者の座席、共有スペース等の調査(トイレ、更衣室、食堂等)	・職場等の消毒の実施 ・業務継続計画の検討
外勤社員等	・社員等の出勤状況の確認 ・執務環境の実態調査(配席状況等)	・外勤範囲、時間、訪問先の調査 ・外出手段(交通機関、バイク等)の調査 ・帰ってからの職場等内での行動の調査	・職場等の消毒の実施 ・訪問先、立ち寄り先、交通機関(タクシー)への情報提供 ・業務継続計画の検討
接客・来客担当社員等	・全員の健康状態の確認 ②体調不良者はマスクを着用して帰宅させるとともに、可能な限り(予約などの)来客者を特定。	・来客対応時の接触時間や状況(マスクの着用やアクリル板等パーテーションの設置の有無)の調査	・職場等の消毒の実施 ・業務継続計画の検討

※外勤の社員等が感染した場合など、他の企業等で接触した方がいる場合は、感染拡大防止のためにも当該企業への情報提供を行ってください。

※他の企業等の感染者と来訪等による接触があった(連絡を受けた)場合、当該接触者の健康観察を行い、発熱等の症状があれば、かかりつけ医にご相談をお願いします。

5 退院(退所)～仕事復帰

- ・感染した社員等の退院(退所)後4週間は、保健所が健康観察を行います。
- ・感染症法による入院勧告・就業制限は、退院(退所)により解除となります。
- ・仕事復帰については、退院(退所)による就業制限解除後は可能ですが、職場等は感染した社員等の体調等を考慮した上で、仕事復帰を決定してください。

※厚生労働省「退院基準に関するQ&A」参考

■退院に関する基準(厚生労働省通知抜粋)

- 1 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

新型コロナウイルス感染症に関する相談について

・発熱症状のある方は、まずは身近な医療機関(地域の診療所・病院)にお電話ください。医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を行います。(または、検査のできる医療機関を紹介します。)夜間や医療機関が休みの時、かかりつけ医のいない方、日常生活における消毒方法等の一般的な衛生相談については「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487/365 日 24 時間、京都府・京都市共通)に連絡してください。

感染した社員等・ご家族の差別や偏見につながらないよう、
人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。